

**富田林市子どもの学習・生活支援事業業務に関する
プロポーザル方式選定実施要領**

富田林市

令和 7 年 1 0 月

本要領は、富田林市子どもの学習・生活支援事業業務の受注候補者をプロポーザル方式により選定するため、必要な事項を定めるものです。

なお、本要領におけるプロポーザル方式とは、一定の条件を満たす事業者から、業務実施にかかる企画提案を受け、提案者の創造力、技術力、経験等を総合的に審査し、業務の履行に最も適した受注候補者を選定する方式をいいます。

1. 業務名

富田林市子どもの学習・生活支援事業業務
(以下、「本業務」という。)

2. 業務目的

貧困の連鎖を防止するため、生活困窮世帯等の子どもに対する学習支援及び保護者も含めた生活習慣・育成環境の改善に関する支援を推進することを目的とする。

3. 業務内容

富田林市子どもの学習・生活支援事業業務仕様書（別紙）のとおり

4. 業務履行期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

5. 提案上限額

9,964,900 円（消費税及び地方消費税を含む）

6. 参加資格

提案事業者は、本業務に関する十分な知識及び技術を有し、令和 7 年 10 月 20 日時点で、次に掲げる要件の全てに該当する法人その他の団体であること。

（１）平成 27 年度以降において、自治体等が実施する本業務と同内容又は類似した業務の実績を有すること。

（２）営業を行うにつき法令等の規定により官公署の免許、許可、認可等を受けていること。

（３）本業務を履行するにあたり、担当者として自らの組織と雇用関係にあるものを 1 名配置できること。

（４）地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

（５）参加表明書等の提出期限の日から契約締結の日までの間において、市の入札等参加停止措置を受けていない者であること。

（６）次の法律の規定による申立てがなされていない者であること。

① 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申

立て（更生手続決定を受けている場合除く。）

② 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立て（再決定を受けている場合を除く。）

③ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定による破産手続開始の申立て又は同法附則第 2 条の規定による廃止前の破産法（大正 11 年法律第 71 号）第 132 条もしくは第 133 条の規定による破産の申し立て

④ 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 511 条の規定による特別清算開始の申立て
(7) 法的手続によらない私的な債務整理を実施している者又は金銭債務について債権者から仮処分等の申立てを受けている者で、当該企業の経営に重大な影響が生じていると認められるものでないこと。

(8) 手形交換所による取引停止処分を受けていない者であること。

(9) 富田林市契約からの暴力団排除措置要綱（平成 23 年富田林市要綱第 85 号）第 3 条の規定による入札等排除措置を受けていない者であること。又は、同要綱別表各号に掲げる措置要件のいずれにも該当しない者であること。

(10) 法人等及びその代表者が国税等（法人税、消費税、所得税）並びに本市に納税・納付義務を有する市、府民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、法人市民税及び国民健康保険料を滞納していない者であること。

7. 選定実施スケジュール

本企画提案にかかるスケジュールは以下のとおりとする。なお、説明会は実施しない。

項 目	日 程
募集要領等の交付	令和 7 年 10 月 20 日（月）午前 9 時～ 令和 7 年 11 月 14 日（金）午後 5 時 30 分
質問の受付	令和 7 年 10 月 20 日（月）午前 9 時～ 令和 7 年 11 月 4 日（火）午後 5 時 30 分
質問書に対する回答の公表	令和 7 年 11 月 7 日（金）午後 5 時 30 分～ 令和 7 年 11 月 21 日（金）午後 5 時 30 分
参加表明書等の提出	令和 7 年 10 月 20 日（月）午前 9 時～ 令和 7 年 11 月 14 日（金）午後 5 時 30 分
企画提案書等の提出	令和 7 年 10 月 20 日（月）午前 9 時～ 令和 7 年 11 月 21 日（金）午後 5 時 30 分
第 1 次審査（書類審査）	令和 7 年 11 月下旬頃（予定）
第 2 次審査（プレゼンテーション等）	令和 7 年 12 月 24 日（予定） ※プレゼンテーション等参加の可否含め、別途通

	知します。
受注候補者選定日	令和 8 年 1 月上旬頃（予定）

8. 企画提案参加手続き

（１）本要領等の交付に関する事項

①交付方法

実施要領の交付は、本市ウェブサイト上で行う。

※実施要領及び各種申請書類は、本市ウェブサイトからダウンロード可

<事務局>

富田林市 福祉部 増進型地域福祉課（市役所 4 階）

住所 〒584-8511 大阪府富田林市常盤町 1 番 1 号

電話番号 0721-25-1000（内線 297）

電子メールアドレス chiiki-fukushi@city.tondabayashi.lg.jp

<市ウェブサイト>

URL <https://www.city.tondabayashi.lg.jp/soshiki/21/133377.html>

②交付期間

令和 7 年 10 月 20 日（月）午前 9 時から令和 7 年 11 月 14 日（金）午後 5 時 30 分まで

（２）参加表明書等の提出に関する事項

①提出方法

参加希望者は、下記提出書類を事務局に持参、郵送（簡易書留郵便に限る）又は電子メールで送付することとする。

※電子メールで送付する場合、メール送付後、事務局へ受付確認の連絡を行うこと。また、送信データの容量が大きくなりメールでの送付ができない場合は、大容量ファイル送受信サービスのチケットを送付するため、事前に連絡すること。

②提出書類

・企画提案参加表明書（様式第 1 号）

・法人等の概要（様式第 2 号）

・業務実績書（様式第 3 号）

（以下、富田林市入札参加資格者名簿に登載されている場合は、省略可）

・使用印鑑届（様式第 4 号）

・印鑑（登録）証明書

・登記事項証明書（商業・法人登記簿謄本 ※履歴事項全部証明書）※法人の場合

・代表者の身分証明書 ※法人以外の場合

・代表者の登記されていないことの証明書 ※法人以外の場合

- ・ 所得税・消費税の納税証明書 ※法人以外の場合
- ・ 法人税・消費税の納税証明書 ※法人の場合
- ・ 同意書（市税・国民健康保険料）（様式第5号）
 ※市税（市・府民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、法人市民税）：法人又は法人代表者が富田林市に納税義務がある場合
 ※国民健康保険料：法人等代表若しくはその属する世帯主が富田林市に納税義務がある場合

③提出期限

令和7年10月20日（月）午前9時から11月14日（金）午後5時30分まで（必着）

（3）質問書の受付に関する事項

①提出方法

企画提案書の作成及び提出にあたり質問がある場合は、事務局あてに電子メールで送信することとする。なお、電子メール以外では質問を受け付けない。

※質問受付時にはその旨返信するため、返信なき場合は事務局へ確認をとること。

②質問書の様式

様式は自由とするが、次の項目を明記すること。

- ・ 電子メールの表題は“「富田林市子どもの学習・生活支援事業業務」企画提案に関する質問”とすること。

（送信データの容量は5MB以内）

- ・ 企画提案事業者名、及び担当者氏名、連絡先

③提出期間

令和7年10月20日（月）午前9時から11月4日（火）午後5時30分まで

（4）質問書に対する回答の公表に関する事項

①回答方法

全ての質問事項、及び回答をとりまとめて、市ウェブサイトで公表する。なお、公表をもって、本要領への追加または修正とみなす。

②回答の公表

令和7年11月7日（金）午後5時30分から11月21日（金）午後5時30分まで

（5）企画提案書等の提出に関する事項

①提出方法

企画提案書等は、参加表明書等を提出した者のみが提出することができ、事務局に持参、又は郵送（簡易書留郵便に限る）又は、電子メールにて提出書類を提出すること。また、送信データの容量が大きくなりメールでの送付ができない場合は、大容量ファイル送受信サービスのチケットを送付するため、事前に連絡すること。

また、期限までに提出されなかった場合は、参加する意思がなく辞退したものとみなす。
なお、辞退を理由として、以後の市入札参加資格等にかかる不利益は生じない。

②提出書類

- ・企画提案書（任意様式）※参考様式第 1 号を参照のこと。
- ・業務スケジュール（任意様式）
- ・業務実施体制（任意様式）
- ・配置予定担当者経歴書（様式第 6 号）
- ・経費見積書（様式第 7 号）※見積根拠も添付すること。

③提出内容

持参、郵送にて提出する場合は、上記書類を A4 ファイルに綴じて、ファイルの表紙及び背表紙に企画提案事業者名を記載したもの 2 部（正本 1 部、副本 1 部）及び、ファイルの表紙、背表紙、及び各提出書類等に企画提案事業者が特定できる記載をしないもの 7 部（審査用）の計 9 部を提出すること。

電子メールにて提出する場合は、上記書類の企画提案事業者名を記載したものと、特定できる記載をしないもの、それぞれのデータを提出すること。

④提出期間

令和 7 年 10 月 20 日（月）午前 9 時から 11 月 21 日（金）午後 5 時 30 分まで

※（持参の場合）富田林市役所 4 階 増進型地域福祉課

〒584-8511 大阪府富田林市常盤町 1 番 1 号

土日祝日を除く午前 9 時から午後 5 時 30 分まで

※（郵送・電子メールの場合）富田林市役所 増進型地域福祉課

〒584-8511 大阪府富田林市常盤町 1 番 1 号

令和 7 年 11 月 21 日（金）午後 5 時 30 分まで(必着)

⑤企画提案書等作成の基本事項

企画提案は、本業務における取組方法等について提案を求めるもので、業務内容についての具体的な検討結果や、成果品の一部について提示を求めるものではない。

業務に係る作業は、契約締結後に発注者と協議の上、開始するものである。

〈企画提案書等作成の留意事項〉

提出書類	留意事項
①企画提案書	・A 4 縦または横、片面 20 ページ以内 ・受注候補者の選定に係る審査を円滑に行う観点から、参考様式第 1 号（本要領 9.（4）に記載のある審査項目、及び評価の視点の内容）に沿って記載すること。 ・仕様書は、本市が考える基本的な業務を示したものであり、仕様書で求める内容のほか、より有効な提案が

	あれば具体的に記載すること。
②業務スケジュール	・A 4 縦または横、片面 2 ページ以内 ・業務の全体スケジュール（学習支援教室の開催日数、曜日、時間帯及び体験機会の提供スケジュール等）を記載すること。
③業務実施体制	・A 4 縦または横、片面 2 ページ以内 ・企画提案内容、業務スケジュールに沿って本業務を円滑に進めるための体制について記載すること。

- ・いずれも、カラー、モノクロは、問わない。なお、文字サイズは、11 ポイント以上とすること。ただし図表等についてはこの限りでない。
- ・提出書類は、表紙を付け、1 部ごとに綴じること。
- ・様式ごとに見出しを付け、ページ番号（通し番号）を下部中央に記載すること。
- ・様式指定のあるものは、当該様式の指示により作成すること。
- ・正本・副本の表紙には、業務名、提案者の所在地、商号又は名称、代表者職氏名を記入し押印すること。
- ・審査用には、所在地、商号又は名称、代表者職氏名等の記入、押印、ロゴマーク等の挿入等、提案者が判別可能となる表記や資料の添付等は一切しないこと。

9. 受注候補者の選定

（1）審査会

受注候補者の選定は、受注候補者選定委員会（以下「委員会」という。）において行う。

（2）第 1 次審査（書類審査）

各提案者から提出のあった企画提案書等の内容を採点し、上位の者から順に第 2 次審査に進むことのできる 3 者を選定する。ただし、提案者が 3 者以下の場合は、第 1 次審査を省略し第 2 次審査のみを実施する。

（3）第 2 次審査（プレゼンテーション等）

各提案事業者から提出のあった企画提案書等及びプレゼンテーションの内容に応じて、委員会各委員の自己審査の集計をもとに、全体で協議を行ったうえで、受注候補者 1 者、次点受注候補者 1 者を選定する。

なお、応募者が 1 者の場合についても、同様の審査を行い、委員会において契約の目的を達成できると判断した場合、受注候補者として選定する。

①実施予定日

プレゼンテーションの日程や場所等については、参加表明書提出者に対して、別途プレゼンテーション及びヒアリング審査実施通知書にて通知する。

日時：令和 7 年 12 月 24 日（予定）

②プレゼンテーションにおける留意事項

- ・プレゼンテーションは、事前に提出した企画提案書等を活用して行うものとし、出席者は3名以内とする。

③注意事項

- ・プレゼンテーション及び委員による審査は非公開とする。
- ・会場への入場は、集合場所から係員の指示・誘導に従うこと。
- ・プレゼンテーション及びヒアリングの時間は1者につき35分程度とし、その内訳はプレゼンテーションを20分以内、ヒアリングを15分程度と想定する。
- ・会場入場後、選定委員の紹介等を行わないので、速やかに準備を行い、説明を開始すること。
- ・事前に提出したもの以外の新たな資料や資材、パネル等の持ち込みは不可とするが、すでに提出された書類の記載事項を説明するために表示装置を使用することは可とする。
※この場合、モニター、電源は市で用意するが、その他の機器（パソコン、ケーブル類等）は提案者が持参すること。なお、機器の設置及び撤収の時間は、プレゼンテーション（20分以内）に含めるものとする。
- ・プレゼンテーション及びヒアリングは匿名で審査を行うので、資料への社名等の記載や発言、服装等について、参加者が特定されないことがないように十分注意すること。
- ・プレゼンテーション・ヒアリングに出席しない場合は、参加意思がないものとみなし、原則として辞退したものとする。

（４）審査項目と配点

審査項目	評価の視点	配点
業務実施方針	業務の目的を十分に理解した提案となっているか。 (国や本市の動向を踏まえ、子どもの貧困や「貧困の連鎖」の現状を防止するための必要な取り組みや支援を理解しているか。)	10点
事業の企画・運営	学習支援教室の開催について、支援開始時の取組や参加継続に向けた支援は適切であるか。また、居場所として安心して参加できる工夫がなされているか。	10点
	学習への意識づけや学習習慣の定着に向けた支援、子どもの理解度に合わせた学力向上のための学習指導や高校受験対策、高校生への中退防止の取り組み等、有効な学習支援を提供できるか。	5点
	子どもに対する相談支援や日常生活習慣の形成、社会性の育成、進学や就労等個々の進路等に対する支援方法は適切か。また、保護者に対する養育に関する知識の情報提供や進路相談支援等は適切か。	5点

	体験機会の提供について、子どもの学習意欲を高め、社会性を育み、将来の進路選択に役立てることを目的とした工夫がなされているか。	5 点
	家庭の課題把握のためのアセスメント及び支援計画等の策定について、適切な取り組みができるか。	5 点
	家庭における学習機会の提供について、学習支援教室へ通えない子ども等への支援方法は適切か。	5 点
実施体制	実施内容や運営方法に沿った人員を確保し、また継続して確保できる体制が整っているか。	5 点
	個々の支援計画に基づく取り組みや達成状況について、適切に進捗管理を行うとともに、必要に応じて計画の見直しや変更等を行うことができる体制が整っているか。	5 点
	事業実施（学習支援教室の開催、体験機会の提供等）の年間スケジュールは、適正に設定されているか。	5 点
	個人情報の取り扱いについて正しく理解し、規定等を定め適切な取り扱いができるか。	5 点
業務実績*	過去 5 年間（令和 2 年度～令和 6 年度）の自治体等における学習支援教室等、類似事業の受注実績	5 点
見積金額	提案価格-最低基準額（非公表）＝A （1－A／最低基準額）×配点（30）＝評価点	30 点

※「業務実績」、「見積金額」を除く審査項目の 65 点のうち、39 点未満は不採用とする。

10. 選定結果の通知

受注候補者の選定後、採用された提案事業者に対して内定通知書（様式第 8 号）により通知し、次点の提案事業者に対して次点受注候補者決定通知書（様式第 9 号）により通知する。また、不採用と決定した提案事業者に対して、不採用通知書（様式第 10 号）により通知する。

11. 選定結果の公表

受注候補者の選定後、選定結果に関する情報について、次の方法により公表する。

（1）公表方法

市ウェブサイトに掲載

（2）公表内容

- ①最優秀提案事業者（契約候補者）名並びにその提案金額と総合評価点
- ②全提案事業者の提案金額と評価点合計 ※得点順

12. 資格の喪失

以下の場合、参加資格を失うものとする。

- ①市財務規則を含む関係法令等に違反した者
- ②前記「6. 参加資格」の事項を満たさなくなった者
- ③その他提出書類に虚偽の記載、条件に違反する行為があった場合

13. 契約

①事前協議の実施

本市と選定された受注候補者は、仕様書及び見積書等についての協議を行ったうえ、契約を締結する。ただし、受注候補者と協議が整わない場合は、次点受注候補者と協議を行うこととする。

②契約方法

本業務の契約方法は、公募型プロポーザル方式による随意契約とする。

③支払方法

完了後一括払いを原則とし、協議により分割払いも可能とする。

④その他

本業務の遂行にあたっては、本市と十分協議し、仕様の決定、スケジュール、手法、その他必要事項を決定すること。

14. その他留意事項

- ①本企画提案に係る諸経費等は、提案事業者の負担とする。
- ②原則として、提出された書類等は返却しない。
- ③提出期限以降の書類の提出、再提出、差し替えは認めない。
- ④提出された書類は、審査目的外の使用はしない。
- ⑤提出された書類は、審査の範囲内で複製することがある。
- ⑥提出書類に含まれる著作物の著作権は提案事業者に帰属する。
- ⑦参加辞退は自由であり、辞退しても以後における不利益な扱いはしない。
- ⑧本企画提案への参加及び不参加を問わず、本業務において知り得た情報（周知の情報を除く）は、本業務の目的以外に使用し又は第三者に開示もしくは漏洩してはならないものとする。
- ⑨審査結果に対する異議は一切認めない。

以上